

函館市監査結果取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、函館市監査基準（令和2年3月16日制定。以下「監査基準」という。）第4条第1項第1号、第2号、第6号に規定する監査（以下「定期監査等」という。）の結果、是正、改善またはこれらの検討（以下「是正等」という。）が必要である事項が認められた場合の評価および区分の基準について定めるものとする。

(評価および区分)

第2条 定期監査等の結果、是正等が必要である事項が認められた場合は、その内容により、次のとおり区分する。

(1) 勧告事項

ア 法令等に違反していると認められるもののうち、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

(2) 指摘事項

ア 法令等に違反していると認められるもの

(3) 意見

ア 事務の執行、事業の管理状況等について、経済性、効率性または有効性の観点から検討が必要と認められるもの

イ 法令等には違反しないが、適正を欠く事項で是正が必要と認められるもの

(4) 口頭意見

ア 誤りが軽微と認められるもの

イ 既に改善されたもの、または検討や改善に向けた取り組みが進められていると認められるもの

附 則

(施行期日)

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

この基準の施行の日の前に策定した平成31年度年間監査計画（各監査等の実施計画を含む。）に基づく監査等に係る是正、改善または

これらの検討が必要である事項が認められた場合の評価および区分については、なお従前の例による。